

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
1 生活困窮者 就労準備支援等 事業	就労準備支援事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村（福祉事務所を設置している町村をいう。以下同じ。）が行う就労準備支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金	$\frac{2}{3}$ (直接補助)
	被保護者就労準備支援等事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	○都道府県、市区、福祉事務所設置町村が行う被保護者就労準備支援等事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金	$\frac{2}{3}$ (直接補助)
				○都道府県、市区、福祉事務所設置町村が行う居宅生活移行総合支援事業の実施に必要な次に掲げる

			<p>経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、 共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金</p>	
			<p>○都道府県、市区、福祉事務所設置町村が適当と認めた団体が行う居宅生活移行総合支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金</p>	<p>$\frac{3}{4}$ （間接補助）</p>
			<p>○都道府県、市区、福祉事務所設置町村が行う関係職員等研修・啓発事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、 共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価</p>	<p>$\frac{1}{2}$ （直接補助） 厚生労働大臣が認めたものについては補助率 $\frac{10}{10}$</p>

			30万円以上の備品を除く。)、負担金	
			○都道府県、市区、福祉事務所設置町村が行う個別支援プログラム実施事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
	一時生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う一時生活支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金、扶助費、入所者食料費、入所者日用品費、原材料費	$\frac{2}{3}$ (直接補助)
	家計改善支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う家計改善支援事業の実施に必要な次に掲げる経費	$\frac{1}{2}$ (直接補助)

			報酬、給料、職員手当等、 共済費、報償費、旅費、需 用費（消耗品費、燃料費、 印刷製本費、光熱水費、修 繕料）、会議費、役務費（通 信運搬費、手数料、保険 料）、委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費（単価 30万円以上の備品を除 く。）、負担金	自立相談支援 事業と併せて 就労準備支援 事業と家計改 善支援事業を 一体的に行う 場合 $\frac{2}{3}$ (直接補助)
生活困窮世帯の子ど もに対する学習・生活 支援事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中 核市、市区、福祉事務所設 置町村が行う生活困窮世 帯の子どもに対する学習・ 生活支援事業の実施に必 要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、 共済費、報償費、旅費、需 用費（消耗品費、燃料費、 印刷製本費、光熱水費、修 繕料）、会議費、役務費（通 信運搬費、手数料、保険 料）、委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費（単価 30万円以上の備品を除 く。）、負担金	$\frac{1}{2}$ (直接補助)	
都道府県による市町 村支援事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	○都道府県が行う市町村 に対する支援事業の実施 に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済 費、報酬、報償費、旅費、 需用費（消耗品費、燃料費、 印刷製本費、光熱水費、修 繕料）、会議費、役務費（通 信運搬費、手数料、保険 料）、委託料、使用料及び賃 借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、	$\frac{1}{2}$ (直接補助)	

			負担金、補助金	
	福祉事務所未設置町村による相談事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○福祉事務所を設置していない町村が行う相談事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、負担金	$\frac{3}{4}$ (直接補助)
	アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能の強化を行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)	定額補助 (直接補助)
	就労準備支援事業等実施体制整備モデル事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、就労準備支援事業等をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、	定額補助 (直接補助)

			需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)	
	都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県が、就労支援対象者に対する就労体験・就労訓練先の開拓及びマッチングを推進する事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	定額補助 (直接補助)
	その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	$\frac{1}{2}$ (直接補助)

	<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>○都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費(都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金業務システムのシステム改修の費用を含む)として必要な次に掲げる経費</p> <p>(諸謝金、需用費、委託料以外は社会福祉協議会の職員の給与に関する規程及び社会福祉協議会の旅費に関する規程により貸付事務担当職員に対し支給するものに限る。)</p> <p>職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、需用費(備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金)、委託料、負担金</p>	<p>$\frac{1}{2}$</p> <p>(間接補助)</p> <p>生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費のうち都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金業務システムのシステム改修の費用については補助率</p> <p>$\frac{10}{10}$</p>
	<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>○都道府県、指定都市、市区町村が行うひきこもり支援推進事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、補助金</p>	<p>$\frac{1}{2}$</p> <p>(直接補助)</p>
	<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>○都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会が行う日常生活自</p>	<p>$\frac{1}{2}$</p> <p>(間接補助)</p>

			<p>立支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金（生活支援員に対する賃金は、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、助成金</p>	
		<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、助成金</p>	<p>$\frac{1}{2}$ (直接補助)</p>
			<p>○社会福祉協議会等が行う地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料及び賃借</p>	<p>$\frac{1}{2}$ (間接補助)</p>

			料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、助成金	
	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う被災者見守り・相談支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	$\frac{1}{2}$ 特定非常災害の場合 ・発災の年度を含み3年間 $\frac{10}{10}$ ・4～5年目 $\frac{3}{4}$ ・6年目以降 $\frac{1}{2}$ (直接補助)	
		○市区町村（指定都市・中核市を除く）及び社会福祉協議会等が行う被災者見守り・相談支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	$\frac{1}{2}$ 特定非常災害の場合 ・発災の年度を含み3年間 $\frac{10}{10}$ ・4～5年目 $\frac{3}{4}$ ・6年目以降 $\frac{1}{2}$ (間接補助)	
	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市が行う民生委員・	$\frac{1}{2}$	

			<p>児童委員研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、助成金</p>	(直接補助)
2 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業	地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県又は市区町村が行う地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、助成金</p>	$\frac{3}{4}$ (直接補助)
3 生活保護適正化等事業	生活保護適正実施推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市が行う生活保護法施行事務監査並びに都道府県、指定都市、中核市が行う保護施設に対する指導監査、指定医療機関に対する指導・検査、指定介護機関に対する指導・検査及び精神科嘱託医等を設置する事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費、報酬、手当</p>	$\frac{1}{2}$ (直接補助)

			<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う業務効率化事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金</p>	<p>$\frac{1}{2}$</p> <p>(直接補助)</p> <p>厚生労働大臣が認めたものについては補助率</p> <p>$\frac{2}{3}$</p>
			<p>○都道府県、指定都市が行う都道府県等による生活保護支援業務に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費</p>	<p>$\frac{3}{4}$</p> <p>(直接補助)</p>
			<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う上記以外の生活保護適正実施推進事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金</p>	<p>$\frac{3}{4}$</p> <p>(直接補助)</p> <p>医療扶助適正化等事業のうち被保護者健康管理支援事業の施行・準備に係る事業、お薬手帳を活用した重複処方適正化モデル事業及び子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業については補助率</p> <p>$\frac{10}{10}$</p>

	<p>自立支援プログラム 策定実施推進事業</p>	<p>厚生労働大臣が 必要と認めた額</p>	<p>○都道府県、指定都市、 中核市、市区、福祉事務 所設置町村が行う社会的 な居場所づくり支援事業 の実施に必要な次に掲げ る経費 給料、職員手当等、報酬、 報償費、共済費、旅費、需 用費、役務費、委託料、使 用料、賃借料、備品購入費、 負担金</p>	<p>$\frac{3}{4}$ (直接補助)</p>
	<p>地域福祉増進事業</p>	<p>実施要綱別添22 福祉人材確保 推進事業実施要 領に定める (1) 基盤型事 業 7,200千円 (2) 施策提案 型事業 厚生労働大臣が 必要と認めた額</p>	<p>○都道府県が行う福祉人 材確保推進事業（都道府 県福祉人材センター）の 実施に必要な次に掲げる 経費 給料、職員手当等、報 酬、共済費、報償費、旅 費、需用費（消耗品費、 印刷製本費、修繕料、光 熱水費、燃料費、食糧 費）、使用料、賃借料、 役務費（通信運搬費、広 告料、手数料）、委託 料、備品購入費（単価30 万円以上の備品を除 く。）、負担金</p>	<p>$\frac{1}{2}$ (直接補助)</p>
		<p>実施要綱別添22 福祉人材確保 推進事業実施要 領に定める (1) 基盤型事 業 5,200千円 (2) 施策提案 型事業 厚生労働大臣が 必要と認めた額</p>	<p>○都道府県が行う福祉人 材確保推進事業（支所型 福祉人材バンク）の実施 に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、 共済費、報償費、旅費、需 用費（消耗品費、印刷製本 費、修繕料、光熱水費、燃 料費、食糧費）、使用料、 賃借料、役務費（通信運搬 費、広告料、手数料）、委 託料、備品購入費（単価30</p>	<p>$\frac{1}{2}$ (直接補助)</p>

			万円以上の備品を除く。)、負担金	
		実施要綱別添22 福祉人材確保 推進事業実施要 領に定める (1) 基盤型事 業 5,200千円 (2) 施策提案 型事業 厚生労働大臣が 必要と認めた額	○指定都市、中核市が行 う福祉人材確保推進事業 (都市型福祉人材バン ク)の実施に必要な次に 掲げる経費 給料、職員手当等、共済 費、報償費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、 修繕料、光熱水費、燃料費、 食糧費)、使用料、賃借料、 役務費(通信運搬費、広告 料、手数料)、委託料、備 品購入費(単価30万円以上 の備品を除く。)、負担金	
		厚生労働大臣が 必要と認めた額	○都道府県が行う介護福 祉士修学資金等貸付事業 の実施に必要な次に掲げ る経費 貸付金(貸付額から前 年度の当該修学資金の返 還金に相当する額を控除 した額)、委託料(当該 事業の財源として、都道 府県が都道府県社会福祉 協議会に対して委託する 額)	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
		厚生労働大臣が 必要と認めた額	○都道府県、市が行う社 会福祉法人指導監督事業 の実施に必要な次に掲げ る経費 旅費	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
		実施要綱別添24 外国人介護福 祉士候補者受入 施設学習支援事 業実施要領に定 める	○経済連携協定(E P A)又は交換公文に基づ き入国する外国人介護福 祉士候補者の受入れ施設 が行う外国人介護福祉士 候補者受入施設学習支援	$\frac{10}{10}$ (間接補助)

		<p>(1) 候補者一人当たり 235 千円を基準として、厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(2) 候補者一人当たり 95 千円 (当該候補者の滞在期間中につき 1 回に限る。)</p> <p>(3) 一受入施設当たり 80 千円</p>	<p>事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) に関する経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、委託料、補助金(入学金、受講料に限る。)、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く。)</p> <p>(2) に関する経費 旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、補助金(入学金、受講料に限る。)</p> <p>(3) に関する経費 諸手当(受入施設の研修担当者にかかるものに限る。)</p>	
	厚生労働大臣が必要と認めた額	都道府県、指定都市、中核市が行う外国人介護人材受入支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、会議費、役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料)、使用料、賃借料、委託料、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く。)、助成金	定額補助 (直接補助)	
	厚生労働大臣が必要と認めた額	都道府県、指定都市又は中核市が適当と認めた団体	定額補助 (間接補助)	

			<p>が行う外国人介護人材受入支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、助成金</p>	
	<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p>		<p>○都道府県が行う災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金、</p>	<p>定額補助 (直接補助)</p>

		<p>○社会福祉法人等が行う災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金、補助金</p>	<p>定額補助 (間接補助)</p>
		<p>○都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会が行う災害ボランティアセンター設置運営等支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料及び賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）</p>	<p>$\frac{1}{2}$ (間接補助)</p>
		<p>○都道府県社会福祉協議会が行う臨時特例つなぎ資金貸付事業の貸付原資として必要な経費</p>	<p>$\frac{10}{10}$ (間接補助)</p>
		<p>○都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付原資として必要な経費</p>	<p>$\frac{2}{3}$ (間接補助)</p>

			<p>ただし、同経費のうち、総合支援資金及び緊急小口資金等の特例貸付であって、あらかじめ厚生労働大臣に協議して定めた金額については、</p> $\frac{10}{10}$	
			<p>要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付原資及び激甚災害被災世帯に対する貸付原資であって、あらかじめ厚生労働大臣に協議して定めた金額については</p> $\frac{3}{4}$	
			<p>○都道府県社会福祉協議会が行う運営適正化委員会設置運営事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費、燃料費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）</p>	$\frac{1}{2}$ （間接補助）
		厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県が行う地域生活定着促進事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当、</p>	$\frac{10}{10}$ （直接補助）

			<p>共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）</p>	
		厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県が行う成年後見制度利用促進体制整備推進事業（都道府県による広域的体制整備推進事業）の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金及び交付金</p>	$\frac{1}{2}$ （直接補助）
			<p>○市区町村が行う成年後見制度利用促進体制整備推進事業（中核機関立ち上げ支援事業）の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金及び交付金</p>	$\frac{1}{2}$ （直接補助）
			<p>○市区町村が行う成年後見制度利用促進体制整備推進事業（中核機関等における受任調整機能推進事業）の実施に必要な次に掲げる経費</p>	$\frac{1}{2}$ （直接補助）

			報償費、旅費、需用費、 使用料及び賃借料、役務 費、委託料、負担金、交付 金	
			○市区町村が行う成年後 見制度利用促進体制整備 推進事業（中核機関等に おける後見人支援体制強 化事業）の実施に必要な 次に掲げる経費 給料、職員手当等、報 酬、共済費、報償費、旅 費、需用費、使用料及び 賃借料、役務費、委託 料、負担金、交付金	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
			○市区町村が行う成年後 見制度利用促進体制整備 推進事業（中核機関の先 駆的取組推進事業）の実 施に必要な次に掲げる経 費 給料、職員手当等、報 酬、共済費、報償費、旅 費、需用費、使用料及び 賃借料、役務費、委託 料、備品購入費（30万 円以上の備品を除く）、 負担金、補助金及び交付 金	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
		厚生労働大臣が 必要と認めた額	○都道府県が行う介護福 祉士養成施設等における 感染症予防対策事業の実 施に必要な次に掲げる経 費 需用費、役務費（雑役 務費、通信運搬費、手数 料）、委託料	$\frac{10}{10}$ (直接補助)
			○社会福祉士及び介護福 祉士法第7条及び第40条	$\frac{10}{10}$

			<p>に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が行う介護福祉士養成施設等における感染症予防対策事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>需用費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託料、補助金</p>	(間接補助)
中国残留邦人等地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金（支援リーダーへの活動費に限る。）、負担金</p>	<p>$\frac{10}{10}$</p> <p>(直接補助)</p>	
		<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う身近な地域での日本語教育支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金（入学金、受講料に限る。)</p>	<p>$\frac{10}{10}$</p> <p>(直接補助)</p>	

		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う自立支援通訳等派遣事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、保険料、受講料)、使用料及び賃借料、委託料	$\frac{10}{10}$ (直接補助)
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金(旅費、参加者教材費、入学金、受講料、受験料に限る。)	$\frac{10}{10}$ (直接補助)
			○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	$\frac{10}{10}$ (直接補助)
	保護施設等の衛生管理体制確保支援等事業	1 自治体当たり 10,000 千円 なお、これにより難しい場合は、	○都道府県、市区、福祉事務所設置町村が行う保護施設等の衛生管理体制確保支援等事業の実施に	$\frac{10}{10}$ (直接補助)

		厚生労働大臣が 認めた額	<p>必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、補助金</p> <p>○保護施設等が行う衛生管理体制確保支援等事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、補助金</p>	<p>$\frac{10}{10}$ (間接補助)</p>
4 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業等	小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県又は市が行う小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、旅費、報償費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、補助金</p>	定額補助 (直接補助)

			<p>○都道府県又は市が適当と認めた団体が行う小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、共催費、旅費、報償費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、補助金</p>	<p>定額補助 (間接補助)</p>
介護職チームケア実践力向上推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市、中核市が行う介護職チームケア実践力向上推進事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、共済費、給料（事業実施に必要なものに限る）、職員手当等（事業実施に必要なものに限る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料）、委託料、備品購入費、助成金</p>	<p>定額補助 (直接補助)</p>	
	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県等が適当と認めた団体が行う介護職チームケア実践力向上推進事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料（事業実施に</p>	<p>定額補助 (間接補助)</p>	

			必要なものに限る)、職員手当等(事業実施に必要なものに限る)、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費)、会議費、使用料、賃借料、役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料)、委託料、備品購入費、助成金	
--	--	--	---	--